

高断熱窓（改修のみ対象）

助成対象者	区内に住所を有する方、区内事業所を有する方、区内集合住宅を所有する方、管理組合	
機器別 対象要件	・既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修する工事で、以下の3種類のいずれかが対象。ただし、集合住宅の室内に施工する場合は、内窓設置のみ対象。また、新設は対象外。 （1）内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置） （2）外窓交換（既存窓を取り除き、新たに窓を設置） （3）ガラス交換（既存窓に入ったガラスを交換） ・扉や壁等で室外と遮断されている室単位で、室内全ての既存窓を断熱改修するもの。（換気小窓、0.1平方メートル以下の窓を除く） ・改修後の窓が熱貫流率 $4.65\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下のもの。	
助成金額 （千円未満切り捨て）	本体費用(税抜き)の2分の1の額	
助成限度額	荒川区内業者から購入した場合 20万円	荒川区外業者から購入した場合 15万円

申請書類（ A：共通書類 + B：申請者区分別の必要書類）

(A) 共通	1 交付申請書（第1号様式） ホームページに掲載している記入例を参照の上、ご記入ください。 2 領収書、内訳書の写し 工事内容、型式、数量、価格等の内訳が明記されたもの 3 改修した窓すべての施工後写真 全形が1枚ずつ写ったもの 撮影日を記載（手書きも可） 4 設置に関する図面 改修した窓のある室の平面図（どの窓を改修したか明示されたもの） 5 全形、型式、寸法、性能（規定の熱貫流率）に適合していることが分かる資料（カタログ等）
-----------	--

+

(B) 申請者区分別	個人	【申請者が居住する区内の住宅に設置する方】 1 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合） 2 転入前自治体の令和6年度個人住民税納税証明書（令和6年1月2日以降に荒川区へ転入した方）
	事業者	【区内に事業所を有する方、区内に集合住宅を所有する方】 1 令和6年度法人都民税納税証明書（法人事業者の方） 2 建物の全部事項証明書(登記簿謄本)または建物の固定資産税納税通知書(課税明細書含む)のコピー（所有している場合） 3 施工場所の所有者による施工承諾書（賃借している場合） 4 転入前自治体の令和6年度個人住民税納税証明書（令和6年1月2日以降に荒川区へ転入した個人事業者の方）
	管理組合	【集合住宅の管理組合として申請する方】 1 管理組合の規約の写し 2 機器の導入に係る管理組合等の総会の議事録または決議書

(B)：上記の申請者区分(個人・事業者・管理組合のいずれか)から申請者が該当する欄の書類をご提出ください。